再生手続終結

平成２４年（再）第１号
北海道小樽市祝津２丁目352番地
再生債務者　株式会社マルハ橋本商会
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年２月25日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（再）第２号
茨城県小美玉市羽鳥2624番地
再生債務者　仲田鋼建株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過したので、主文のとおり決定する。
平成25年２月26日　水戸地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２３号
愛知県常滑市久米字御林315番地、開始決定時の本店所在地愛知県常滑市金山字石田34番地
再生債務者　株式会社タカハシ工機製作所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成25年２月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目15番地12
再生債務者　稲田　輝
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１３号
北海道千歳市平和防衛省所有無番地
再生債務者　高橋　淳
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１７号
北海道千歳市勇舞４丁目５番12号
再生債務者　熊谷　清弘
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３２号
神戸市西区北別府３丁目11番地の18
再生債務者　奥田　啓介
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２５年（再イ）第１号
群馬県伊勢崎市間野谷町85番地
再生債務者　赤石　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月８日から平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第８１号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目９番16号
再生債務者　オートボディ百田こと　百田　正司
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月１日から平成25年４月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１５号
神戸市垂水区星陵台３丁目４番30号　垂水細道ミオ西館229号
再生債務者　永田　英隆
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月１日から平成25年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１７号
長崎県佐世保市折橋町538番地３
再生債務者　豊坂　成之
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月８日から平成25年４月15日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再イ）第８３号
川崎市幸区小向町22番22―101号　アロースベール
再生債務者　花田　昌和
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月９日から平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第６号
川崎市川崎区京町２丁目８番４―202号　ブルーウェーブ
再生債務者　伊藤　成隆
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月９日から平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第７号
川崎市宮前区野川1425番地17、前住所横浜市緑区長津田町3204番地　サングレイス長津田103号
再生債務者　金田　孝則
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月９日から平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第１号
金沢市駅西本町１―15―11　ロイヤルシティ903号
再生債務者　小松　泰静
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（再イ）第３９号
大阪市西淀川区千舟２丁目７番18―1102号
再生債務者　中華料理華こと　半田　勉
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月29日から平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第５６号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番48号
再生債務者　大喜電機こと　大江喜代志
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月29日から平成25年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１４号
大阪府藤井寺市津堂１丁目１番13号ルビナスマンション301号室、前住所堺市中区深井清水町1810番地13
再生債務者　式谷　太輔
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係